

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第41回）議事概要

1 日時

平成30年5月22日（火）午後3時から午後4時50分まで

2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

3 出席者

（委員）稲川祥子，及川靖，小川恭子，小出幹，後藤力哉，島田季一，定塚誠，千葉悦子，中桐圭一，秀嶋ゆかり，本間雅恵（五十音順敬称略）

（説明者）札幌簡易裁判所簡易裁判所判事，同主任書記官

（庶務）札幌地方裁判所民事首席書記官，同事務局長，同事務局次長，同総務課長，同総務課課長補佐，札幌簡易裁判所首席書記官

4 議事トピックス

(1) 札幌簡裁簡易裁判所判事から，民事調停手続を中心に裁判所をより身近にする方策について説明がされ，引き続き意見交換がされました。

(2) 次回の委員会では，「犯罪被害者保護制度について」をテーマとして協議する予定になりました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員，□：説明者と表示)

【民事調停手続を中心に裁判所をより身近にする方策について】

(1) 札幌簡易裁判所簡易裁判所判事から、民事調停手続について説明がされた。

(2) 質疑応答及び協議

○ 調停委員としても、根本的な解決に向けて、丁寧な事情聴取等を心がけています。このような調停手続を知っていただくために、札幌の民事調停協会と家事調停協会、札幌地裁管内の調停協会において輪番制で無料調停相談を毎年行っています。昨年度は、最高裁の委嘱事業として、民事調停協会と家事調停協会が共同で無料調停相談を行いました。

同相談会は、札幌市の御協力を得て札幌市男女共同参画センターと共催で行い、広報に関しては新聞社、放送局に御協力いただきました。

今年も9月12日に無料調停相談を行う予定で準備を進めているところです。調停については、広報をすることが大事だと思っていますので、皆さんも周りの方に勧めていただければと思います。

○ 弁護士についても、調停制度をよく理解していないのではという思いから、札幌弁護士会会報に民事調停についての記事を裁判所から寄稿していただきました。これを見ると、医療事故案でも解決率が高いと紹介されています。

民事調停は、家事調停に比べてあまり世間にも知られていないと思いますので、案内に工夫が必要だと思います。チラシもそうですが、手続きがどんな感じで進むのか目につくものがよいと思いますし、若い人、学生等に法教育の一環として学ぶ機会があればいいと思います。

テレビ会議や電話を使用した調停が家事調停では活用されていましたが、民事調停はどうなのでしょう。遠隔地にいる人や高齢の人、障害のある人等は、こういったツールが使い勝手が良いように思います。あと、夜間や土日に調停ができないかと思うところもあります。

また、調停申立書や答弁書に記載できない内容の情報やニーズを調停委員会に伝えることもできるようですが、そういったニーズに対応することができることも知られていないように思います。

□ 電話会議についてはかなり利用されています。1回は裁判所に来ていただくことになりませんが、2回目以降は、東京や大阪等にいる弁護士などは電話会議を利用することが多いです。テレビ会議については、まだ札幌では利用事例がありません。

■ 専門家の調停委員がいるということが知られていないように思います。ただ、札

幌には専門家の調停委員が多くいますが、支部等には少なかったりいないところもあります。専門家の調停委員が必要な裁判所に出張するとか、それができない場合にテレビ会議を活用できないかとも考えており、工夫の余地はまだまだあるように思います。調停委員は、やる気を持って熱心に調停に取り組んでくれています。

○ 昔と比べて専門家の調停委員を活用したり、法的評価を踏まえた解決案の提示をしているということだと思いますが、統計を見ると調停の申立件数がかなり減少しています。そのことについて、裁判所はどう見ているのでしょうか。調停が成立しても不承不承ということもあるのではないのでしょうか。

■ 調停が減少している原因としては、それまでかなりの数があった特定調停事件が過払金請求訴訟にシフトし、過払金請求訴訟が増える一方で、特定調停事件が減少したこともあります。

調停は、合意できないことに対する罰則は何もありませんし、当事者が納得できなければそこで終了してしまいます。労働審判だと、合意できなければ自動的に訴訟に移行しますが、調停にはそういったものではありません。

調停に満足しているかどうかについては、3分の1は成立していますので、不承不承ではないのではという前提でいます。専門家の調停委員の活用もそうですが、合意が成立しなくとも専門家の意見を踏まえた事実認定や法的評価を行い、17条決定（調停に代わる決定）していくこともできるのではないかと考えています。

○ 調停は、当事者双方がテーブルにつくところからスタートだと思いますが、テーブルにつきやすい、つきにくい分野というのはあるのでしょうか。例えば、法的判断が示しやすい、示しにくい分野もあるのではないのでしょうか。医療事件や賃料事件などは、証拠に基づいて判断しやすいでしょうし、互いに割り切ってテーブルにつきやすいのではと思います。そういったテーブルにつきやすいもの、証拠に基づいて判断しやすいものを重点的にアピールしてはどうでしょうか。

また、訴訟から調停に移行したものについての成立率は高いのでしょうか。高いのであれば、訴訟で主張をぶつけてもらって、冷静になってから調停に移行するというのも一つの考えだと思います。

紛争が減っていて調停が減っているのであればいいのですが、そうでないのであればゆゆしき事態だと思います。調停に限らず、紛争がどのように解決されているのか全体像を把握するのも大切だと思います。調停に至る前に感情的になりすぎているのではないのでしょうか。感情的になる前に話合いのテーブルにつけるように、うまく調停に誘導できるようになり、その結果調停で解決したという実績を積んでいければ利用も増えるのかなと感じました。

- 国民生活センターや法テラス、消費者センターなどへの相談は増えているように思います。実際国民が困って相談する際に、調停という選択肢はなかなか出てこないように思います。テレビ等で宣伝されている過払金請求のコマーシャルのようにスポット的に調停手続についての案内も流れていると入りやすいと感じます。

最高裁で作成されているパンフレットもメリットが記載されているのが最後の面になっているので、このメリットを前面に押し出すとよいと思います。また、最高裁で作成されているパンフレットはいろいろありますが、わかりづらいと感じます。例えばキャッチフレーズを用いて、メリット等を前面に出すとよいのではないのでしょうか。

- 私も不勉強なところはありますが、司法書士が市民に説明する際に、訴訟で和解をする選択と調停で話し合いを行う選択についてどのように説明するか迷います。調停が不成立になった場合のことを考えると、最初から話し合いの余地がなければ訴訟をやった方がよいのではと考えてしまいます。こんな案件だと調停がいいというものも明確に打ち出してくれるとよいと思います。

相手方に呼出しを行う際、裁判所ではどの程度アプローチをしているのでしょうか。ADRでも、相手方に話し合いの場に乗ってもらうためにどのようにすればよいのか悩むどころです。

- 私自身、調停制度についてよく知らないというのが実情です。市民が困って相談に来たときの選択肢として出てこないため、相談に来た方には弁護士や司法書士に相談していただくということになります。

広報はやっていても世間には知られていないことがあります。例えば市では老人ホームなどでメニューを紹介するなどの出前講座を行っており、このように国民の中に入っていくことも有用だと思います。最近はメールによる相談も増えていますので、正式な受付の前に事前相談の受付もあれば裁判所に対するハードルは低くなるかもしれません。

また、弁護士と連携を図り、弁護士から調停についてアナウンスしてもらうのもよいと思います。

- 札幌市の男女共同参画センターでLINEやメールでの相談が試みられていたところ、多数の相談が来ていたようです。自分たちにも言えることですが、広報についても、アクセス媒体については一層工夫の余地があると思います。

例えば、近隣紛争や学校での事故など金銭解決ばかりでなく、謝罪等も含めて、厳密な意味での法的解決だけでは図りづらい内容も含めて解決をはかる際に、調停はいい制度だと思います。

一方で、例えば、交通事故であれば、公益財団法人交通事故紛争処理センター等を活用しますし、労働事件は労働委員会等が、個別労使紛争のあっせん事件を取り扱っており、現地に行つての調査、あっせん等も行っていますので、それらのADRを活用することが多いです。受け身の態勢には限界があるので、裁判所から出向いていくことも検討されると良いと思います。広報に際しても、使い勝手の良さ、特徴等も含めて具体的に示し、コンセプトを明確にさせていただけるとよいのではないかと思います。

- 一般的に、何か困ったことがあつた際にどこに相談を持っていくだろうと考えたとき、裁判所には行かないと思います。それは、裁判所は何をやっているところなのかがよく分からないからだと思います。調停を利用された方は、自ら調べて調停を選択されたのでしょうか。誰かから紹介されて調停を利用されているのでしょうか。
- 裁判所では、調停を利用された当事者の方にアンケートを実施したことがあります。調停を選択した経緯等について一番多かつたのが、札幌市の無料相談、弁護士会の無料相談です。次に多かつたのはインターネットで調べてというものでした。相談機関を経てというものが圧倒的に多かつたという結果です。
- それであれば、直接市民に働きかけるより、相談機関に相談に行った際に裁判所が紹介されるよう、相談機関に裁判所のことを知ってもらふといいと思います。
- 裁判所は敷居が低くなつたと感じていましたが、みなさんのお話を聞くと相当敷居が高いのだと感じました。皆さまからいただいたアイデアを参考に、調停をもつと利用するための方策を考えていきたいと思います。

【次回のテーマについて】

- 犯罪被害者保護制度について、言葉としては聞いたことがあるかもしれませんが、具体的にどのような保護が受けられるのかについては、あまり知られていないように思います。この制度をきちんと被害者の方に知っていただき、理解していただけて、利用していただくために、裁判所としてどのような点に配慮する必要があるのか、一方で、被告人の裁判を受ける権利との関係において被害者保護とのバランスをどのように考慮し、配慮していくかということについて御意見をうかがうことも有益であると思いますので、今回は、「犯罪被害者保護制度について」をテーマに御協議いただくということではいかがでしょうか。

(意見なし)

- それでは、「犯罪被害者保護制度について」をテーマとしたいと思います。

【次回の予定について】

次回は、平成30年11月27日（火）午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。